

利益相反の管理に関する方針

日興シティ信託銀行株式会社

1. はじめに

金融機関の提供するサービスの多様化や世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。

こうした状況下で、日興シティ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）でも、お客様の利益が不当に害されることのないよう、当行における利益相反管理体制の整備をさらに拡充していくことが求められています。今般、当社は、利益相反管理態勢の整備の一環として、この利益相反の管理に関する方針（以下「本方針」といいます。）を策定いたしました。

本方針は、銀行法第13条の3の2第1項並びに金融商品取引法第36条第2項に規定される当社が行う利益相反の管理に関する方針にあたるものです。

2. 利益相反管理体制

(1) 取締役会

取締役会は、利益相反管理が極めて重要であるとの認識の下、利益相反管理体制を構築し、方針を定め、社内規定を整備するなど、利益相反行為を適切に管理する最終的な責任を負うとともに、法務・コンプライアンス統括部長から定期的な報告を受け、利益相反管理活動の状況を評価し、必要に応じて改善を指示します。

(2) 監査役会

監査役会は、法務・コンプライアンス統括部長から適宜利益相反管理状況の報告を受け、その適切性を確認します。

(3) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、取締役会からの委嘱を受けて、本方針や利益相反管理に関する社内規定の事前審議を行います。また、利益相反管理の活動につき、定期的に、法務・コンプライアンス統括部長から報告を受け、必要に応じて、改善を指示するのは取締役会と同様です。

(4) 利益相反管理部署及び利益相反管理責任者

当社の利益相反管理部署は、法務・コンプライアンス統括部であり、利益相反管理責任者は法務・コンプライアンス統括部長であります。

法務・コンプライアンス統括部は、モニタリングや各部署への指導・助言、定期的な研修の実施その他の方法により、利益相反が適切に管理されるよう活動します。また、利益相反管理に用いられる各種資料の保存についての責任を負います。

法務・コンプライアンス統括部長は、対象取引の判断や、対象取引と判断された場合には、関係部署に対応措置を策定・提出するよう指示し、提出された対応措置を、顧客案件審議会等で協議の上、承認します。

また、利益相反管理体制をモニタリング等により定期的に検証し、把握した問題に対し、必要に応じて、改善プログラムを立案し、コンプライアンス委員会で審議し、取締役会で承認を得ます。また、承認された改善プログラムに基づき、必要な施策の実行を統括します。

(5) 監査部

監査部は、内部監査を通じて、当社の利益相反管理の適切性を定期的に検証します。

3. 利益相反のおそれのある取引（対象取引）

(1) 対象取引の種類

当社では、利益相反のおそれのある取引（対象取引）は、業務区分に応じて、以下のように類型化しています。

ここで、銀行法や金融商品取引法その他の法令諸規則における禁止行為（以下「禁止行為」といいます。）とされる取引の場合であっても、利益相反のおそれがある場合には、対象取引として特定し、管理します。

①. 信託業務

- ・ 信託勘定と自己勘定又は他の信託勘定との取引
- ・ 信託勘定における当社の利害関係人等との取引、など

②. 銀行業務

- ・ 預金口座の開設の強要、預金口座の開設の拒絶
- ・ 貸付等の実施にあたり拘束的な預金の設定の要求、など

③. 登録金融機関業務

- ・ 市場価格等の公正な価格によらない売買等
- ・ 専ら当社又は当社の利害関係人の利益を図る目的での取引、など

(2) 対象取引の特定方法

役職員は、社内規程において予め対象取引と特定され、対応措置が講じられている場合を除き、お客様又は当社の関係会社との取引にあたり、利益相反のおそれがある場合には、法務・コンプライアンス統括部長に報告することとされています。

報告を受けた法務・コンプライアンス統括部長は、顧客案件審議会等で協議の上、対象取引とするかどうかを判断し、特定します。

4. 利益相反管理の方法（対応措置）

当社における利益相反の管理の方法は、原則として、以下の方法のいずれか又はその組み合わせによって対応措置として行われます。ただし、これらに限られるものではなく、当社は、社内規則等の制定・改定等により予め管理の方法等を定めることを含め、個々の取引・案件に応じた妥当な措置を採るものとします。

- ・ 利益相反を発生させる可能性のある部門を分離する方法
- ・ 利益相反のおそれがある取引の一方又は双方の取引条件又は方法を変更する方法
- ・ 利益相反のおそれがある取引の一方の取引を中止する方法

- ・利益相反のおそれがあることを顧客に開示する方法

ここで、対象取引が、禁止行為に該当する場合の対応措置は、社内規則等でそのような禁止行為を明示し、役職員に社内規則等を遵守させることを原則とします。また、禁止行為に該当する対象取引であって、法令上の適用除外がある取引の対応措置は、法務・コンプライアンス統括部長による適用除外要件を満たすことの事前確認を原則とします。

対応措置が定められていない場合には、法務・コンプライアンス統括部長は、関係部署に対応措置を策定・提出させ、顧客案件審議会等で協議の上、承認します。

法務・コンプライアンス統括部長は、対応措置が経営に極めて重大な影響を与える場合、又は顧客の利益が著しく阻害される場合には、速やかにコンプライアンス委員会、監査役会及び取締役会に報告します。

ここで、対応措置がシティグループに特に重大な影響を与えるおそれがある場合や、他のグループ会社の対応措置との調整が不可欠と考えられる場合には、日興シティホールディングス株式会社コンプライアンス部に報告・協議し、必要に応じて、同社の利益相反審査会議の承認を得るものとします。

なお、当社は、対応措置について、現時点では管理の水準・深度に差異を設けません。ただし、今後当社の業務内容や範囲が変更され、利益相反のおそれの程度、関係会社とのビジネス上の関係、適用のある法令諸規則、当社に適用のあるシティグループのグローバルポリシー（Conflicts Guidelines を含みます）、ビジネスプラクティスその他の事情に照らして、必要と認められるときには、管理の水準・深度に差異を設ける場合があります。

5. 利益相反管理の対象となる関係会社

本方針で利益相反の管理の対象となる関係会社は、平成 21 年 6 月 1 日現在、以下に掲げる会社とします。

- ・日興コーディアル証券株式会社
- ・日興アセットマネジメント株式会社
- ・日興グローバルラップ株式会社
- ・日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社
- ・シティバンク銀行株式会社
- ・日興シティグループ証券株式会社
- ・日興シティホールディングス株式会社
- ・日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社
- ・シティグループ・プリンシパル・インベストメンツ・ジャパン株式会社
- ・その他当社の親金融機関等又は子金融機関等に該当する関係会社（海外の関係会社も含みます）

以 上